

茅野市告示第 2 2 5 号

次の公の施設に係る指定管理者を公募するので、茅野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年茅野市条例第 18 号）第 2 条の規定により、告示します。

令和 8 年 8 月 2 4 日

茅野市長 今 井 敦

1 管理を行う公の施設の名称及び所在地

名 称 茅野市コワーキングスペース

所在地 茅野市ちの 3 5 0 2 番地 1

2 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

別紙のとおり

4 公募の期間及び方法

期間 令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 25 日（金）まで

方法 所定の申請書を茅野市産業経済部商工課（茅野市塚原二丁目 6 番 1 号 茅野市役所内）へ提出してください。（郵送可）

5 問い合わせ先

茅野市 産業経済部 商工課

住所 茅野市塚原二丁目 6 番 1 号（茅野市役所内）

電話 0266-72-2101（内線 433）

E メール shoko@city.chino.lg.jp

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

1 指定管理者が行う管理の基準

(1) 施設の設置目的

市内外の企業、大学、団体等の知見及びネットワークの活用並びに相互の交流を促進することにより、新たな経済活動の創出及び育成を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(2) 指定管理者制度導入に関する市の考え

本施設では、指定管理者制度導入より、市民サービスの向上と管理経費の縮減などの導入効果を見込んでいる。したがって、この制度導入効果を達成するため、市は指定管理者に対し多様化するニーズに効果的・効率的に対応していただき、設置目的の実現を期待している。

(3) 施設の基本コンセプト

「働く実験室」

市内外の人々（学生・企業・地域住民・別荘利用者等）が豊かなワークライフの実現を目指し、様々な取組みを試すことができる場所として、学生が将来の仕事を、地元企業が事業の継続発展を、地域住民が社会進出を、都市部企業が新しい働き方を創造的に実践できる場であるとともに、利用者間の交流により新たなマッチングやビジネスの展開を広げる。

(4) 管理運営方針

コワーキングスペースの管理運営は、「第6次茅野市総合計画」、「第2次茅野市地域創生総合戦略」及び「第3次茅野市産業振興ビジョン」に基づき、施設設置目的の実現に向け、市内外の多様な利用者の活用に応えることができるよう、柔軟な運営、簡略な利用方法を構築するものとする。また、創意工夫ある企画や、茅野市コワーキングスペース指定管理仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げた「コワーキングスペースの設置目的を達成するための業務」（以下「設置目的達成業務」という。）を積極的に展開するものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。なお、業務内容の詳細については、仕様書によるものとする。

- (1) コワーキングスペースの利用許可に関する業務
- (2) コワーキングスペースの維持管理に関する業務
- (3) コワーキングスペースの設置目的を達成するための業務
- (4) その他市長が必要と認める業務